

## Member Circular 7/2017

### 米国コーストガード（USCG）－船舶油濁事故対応計画書（VRP）

- ハワイ州で分散剤散布（ティア1）およびAMPD（Average Most Probable Discharge）事故の対応業務開始（2018年1月1日より）
- 油濁対応業者（OSRO）－MSRC、NRC、Clean Islands Council（CIC）－アップデート

こちらは、英文記事「[United States Coast Guard \(USCG\) - Vessel Response Plans \(VRPs\), Hawaii - Dispersant Tier 1 and Average Most Probable Discharge \(AMPD\) Coverage effective 1 January 2018, Oil Spill Response Organisations \(OSROs\) - MSRC, NRC and Clean Islands Council \(CIC\) - Updates](#)」（2017年12月）の和訳です。

#### メンバー各位

##### ハワイ州

MSRCとNRCは、2018年1月1日以降、ハワイ州において義務付けられているOSRO（油濁対応業者）による全ての対応業務がMSRCまたはNRCから直接提供されることになることを、両社が最近発行したClient Advisory Noticesで通知しています。これには、ハワイ州バーバースポイントの係留場所で積替作業を行うタンカーのAMPD対応と、ハワイ州を航行するタンカーおよびタンカー以外の船舶に対する分散剤散布（Dispersant Tier 1）業務も含まれます。

これらのサービスは、現在は既存契約に従ってClean Islands Council（CIC）が提供しておりますが、CICは2017年12月31日をもってサービス提供を終了することとなります。

MSRCとNRCは、1990年米国油濁法（OPA90）に基づく現行の油濁事故対応標準役務契約書により、ハワイ州においてタンカーおよびタンカー以外の船舶の船主に対し、対応業務を拡大することとなります。同契約書は、事故対応計画契約書に関する国際P&Iグループのガイドラインに沿ったものであり、次のフッターが付されています。

MSRC – 27 September 1996

NRC – 15 September 2004

ハワイ州への寄港経験があるメンバーの方はご存知かもしれませんが、これまでのCICの契約文言は、国際P&Iグループの上記ガイドラインを満たすものではなく、追加の保険を付保することが推奨されてきました。今後は、船舶油濁事故対応計画書にMSRCまたはNRCの記載があれば、CICとの間で油濁事故対応サービスに関する追加契約を締結する必要はありません。したがって、ハワイ州に向けて航行する船舶に対する追加の保険の手配は不要になります。

##### MSRC

MSRCは、範囲を拡大したOSRO対応業務の各サービスをサポートするため、また、MPA（海洋保全協会）会員企業が船舶油濁事故対応計画書にMSRCを記載できるようにするために、必要な資材を取得し、米国本土から一部の資機材を移動させることを予定しています。タンカーおよびタンカー以外の船舶の船主は、ハワイ州においてDispersant Tier 1とAMPDに関してMSRCの資機材を利用するためには、全国ベースでMPA会員となることが必要となります。したがって、MSRCでは、ハワイ州を航行するタンカーおよびタンカー以外の船舶の船主に対し、USCG規定に定められている計画書への記載義務に対応する全

ての装備を提供することが可能です。また、MSRC は、離島に寄港する船舶についても対応能力の強化を予定しています。

こうしたハワイ州でのサービスに加えて、MSRC では、現在アメリカ領カリブ海諸島にある資機材の一部を移動させることにより、USCG から OSRO 等級を取得して、アメリカ領ヴァージン諸島セント・クロイ島の High Volume Port Area (HVPA) における計画上の対応期限を満たす予定です。セント・クロイ島の港長指定区域 (COPZ) を通航する船舶や、セント・クロイ島に寄港する船舶が利用対象者となります。

また、MSRC はプエルトリコにおいて引き続き要員と資機材を維持して運営するほか、五大湖/ミシシッピ川流域を航行する船舶にも OSRO 対応業務を提供する予定です。これらの地域の船舶油濁事故対応計画書に MSRC を記載することを希望する船主は、各自で MSRC から書面の許可を取得いただきますようお願いいたします。

#### *Port Hueneme および Monterey に関するカリフォルニア州当局の要求事項—2018 年 1 月 1 日発効*

さらに、MSRC では、カリフォルニア州 Port Hueneme に寄港する船主にも、カリフォルニア州法令の対応業務に関する要件を満たした業務を提供することが可能です。これには、カリフォルニア州当局がタンカーおよびタンカー以外の船舶に義務付けている油回収と海岸保全の双方が含まれます。また、引き続き、サンタバーバラ海峡を通航する船舶にも対応業務を提供する予定です。

MSRC はカリフォルニア州当局から油濁対応業者 (OSRO) として所定の格付けを取得しており、この格付けにより、各顧客は上記サービスに関して、また、カリフォルニア州 Monterey 沖で上記対応業務を必要とする船舶に関して、計画書に MSRC を記載することを認められています。

#### **NRC**

NRC では、ハワイ州において既存の OSRO 等級の対応業務の拡大を予定しているほか、Worst Case Discharge (想定最大流出量) 事故への対応能力と分散剤散布能力を確保し、船主に対してハワイ州法令に即した十分な AMPD 業務を提供できるよう、事故対応用資機材を追加配備する予定です。

NRC がホノルル (COPZ) において USCG 指定の OSRO 対応業務を拡大することに伴い、船舶油濁事故対応計画書に NRC を記載する船主は、今後 CIC や MPA/MSRC と追加契約を締結する必要はありません。

#### **Clean Island Council (CIC)**

ハワイ州の Clean Island Council (CIC) は MPA/MSRC に統合されることとなりますが、引き続き、空中監視や訓練、海上消火活動などの OSRO 以外のサービスを提供する運営会社としての機能を維持する予定です。なお、CIC の役務契約は、海難救助活動と海上消火活動 (SMFF) に関する IG ガイドラインを満たしていません。

既に全ての船主が米国の VPR 上に SMFF サービスに関する記載を盛り込んでおり、IG の理解では、現時点において USCG は、全ての SMFF 提供業者が完全にハワイ州法に遵守しているものとみなしています。なお、SMFF 提供業者のうち、Ardent、Donjon Smit、Marine Response Alliance、Resolve Salvage & Fire (Americas) Inc、および T&T Salvage, LLC の資金提供協定書 (Funding Agreement) は、米国 VPR への海難救助契約の記載に関する国際 P&I グループのガイドラインに沿ったものとなっています。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

ご質問がありましたら、[Frank Gonynor](#) (Senior Claims Adviser, Lawyer)、[Nick Platt](#) (Head of Environmental Claims)、[Mary Cantle](#) (International Group Liaison Executive) もしくはガードジャパン ([gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)) までお問い合わせください。

敬具  
GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。